

令和3年度山田町地域防災計画修正の概要【資料1】

経緯

山田町地域防災計画については、災害対策基本法などの関係法令の改正及び国防災基本計画並びに県地域防災計画の修正を踏まえ、平成24年度以降、毎年行っております。

今年度においても、それぞれの計画の修正に伴う修正及び町の防災施策を踏まえた修正やその他所要の修正を行います。

主な修正内容

1. 防災基本計画の修正に関する主な事項

- ① 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
 - ・ 避難勧告、避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
(計画全般)
 - ・ 広域避難に関し他の自治体との応援協定及び運送事業者等との協定の締結
(第2編第1章第5節 避難対策計画)
 - ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について作成を努力義務化
(第2編第1章第7節 要配慮者の安全確保計画)
 - ・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
(第2編第2章第15節 避難・救出計画)
- ② 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
 - ・ 感染症対策に配慮した避難所開設、運営訓練の積極的な実施
(第2編第1章第3節 防災訓練計画)
 - ・ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染対策に必要な物資の備蓄の促進
(第2編第1章第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画)
 - ・ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
(第2編第2章第15節 避難・救出計画)
- ③ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
 - ・ 災害対応業務のデジタル化の推進
(第2編第1章第4節 通信確保計画)
 - ・ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
(第2編第1章第5節 避難対策計画)
 - ・ 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
(第3編第1章第14節 風水害予防計画)
 - ・ ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
(第2編第2章第12節 防災ボランティア活動計画)

2. 県地域防災計画の修正に関する主な事項

- ① 感染症対策物資の備蓄
 - ・ マスク、消毒液、非接触体温計、間仕切り、段ボールベッドの追記
(第2編第1章第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画)
- ② 多様なニーズの適切な対応
 - ・ 災害時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する旨追記
(第2編第1章第1節 防災知識普及計画)
 - ・ 性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した物資の備蓄について追記
(第2編第1章第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画)
- ③ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
 - ・ 研修等を通じて、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図ることを追記
(第2編第1章第7節 要配慮者の安全確保計画)

3. 町の防災施策を踏まえた修正に関する事項

- ① 町単独補助事業に伴う修正
 - ・ 県事業の採択基準に満たない小規模な急傾斜地で、人家等に直接被害を及ぼす恐れのある箇所について、町単独補助事業により土地所有者又は居住者が行う崩壊対策を支援する旨を追記
(第2編第1章第15節 地盤災害予防計画)
- ② 山田町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正
 - ・ 町内で震度4を観測又は林野火災が発生した場合の災害警戒本部の組織及び参集基準を修正
(第2編第2章第1節 活動体制計画)
 - ・ 職員の動員系統の修正
(第2編第2章第2節 職員の動員計画)
- ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し
 - ・ 袴田防災センター、小谷鳥コミュニティセンターを指定
(資料編)
- ④ その他
 - ・ 組織改編に伴う課名修正（計画全般）
 - ・ その他所要の修正（計画全般）